

徳島県告示第二百九号

次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和四年三月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三好市	区域の名称		土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項
	西久保	急傾斜地の崩壊		
	西久保	同		
東みよし町	西岡	同	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項
	赤ハデ谷	土石流		

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課及び徳島県西部総合
県民局三好庁舎に備え置いて縦覧に供する。）